附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

2　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第四十八号）を次のように改正する。

本則中指定漁業の許可及び取締等に関する省令第三十三条の三及び第六十条の二の二の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（いとまきえい科又はさめの販売の禁止）	（いとまきえい科又はさめの販売の禁止）
第四十三条　（略）	**第三十三条の三**　（略）
（さめの魚体の所持等の制限）	（さめの魚体の所持等の制限）
第六十二条　かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。	**第六十条の二の二**　遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。
一～三　（略）	一～三　（略）